

# 「幕別町地域材利用推進方針」の概要

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項に基づき、「北海道地域材利用推進方針」に即して、道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下、「地域材」という。）の利用の促進を図るため、公共建築物及び公共土木工事（以下、「公共建築物等」という。）における地域材の利用の推進に関する基本的な考え方を定めるもの。

## 第 1 公共建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

- ・公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとともに、公共土木工事においても地域材の利用を図る。
- ・地域材の利用の促進に向けた取組や効果等についての情報発信を行うとともに、課題の分析や情勢の推移を踏まえ必要に応じて方針を見直し、公表する。
- ・公共建築物等の整備・施工に当たっては、合法性や産地が証明された地域材で、乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の積極的な使用に努める。

## 第 2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- ・耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物は、積極的に木造化を推進する。
- ・内装等の木質化、地域材製品の利用、木質バイオマス利用を促進する。
- ・C L T や木質耐火部材等の新たな木質部材の活用を促進する。
- ・公共土木工事において、積極的に地域材の利用を推進する。

## 第 3 町が整備・施工する公共建築物等における地域材の利用の基準

- ・低層の公共建築物について積極的に木造化を図り、その基準を設定する。
- ・内装等の木質化、地域材製品の利用を推進する。
- ・暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入を推進する。

## 第 4 公共建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- ・公共建築物等での整備に適した地域材の円滑な供給の確保に取り組む。
- ・公共建築物等に利用する耐火性等の品質・性能が高い木質部材の開発を促進する。

## 第 5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

- ・民間建築物及び、農業用施設において地域材の利用を促進する。
- ・木質ペレットなど木質バイオマス製品及び、エネルギーの利用拡大を促進する。

## 第 6 その他必要事項

- ・公共建築物等において地域材を利用する場合は、維持管理を含むコストの低減に努める。
- ・庁内関係部署間の連携や利用状況調査の実施などにより、地域材の利用拡大に向けた推進体制を構築する。

※ 下線は主な改正箇所。